

農地中間管理事業

農地の貸し借り 進めましょう!!

農地中間管理機構が間に入って、貸し借りを行うので、農地の
出し手となる方や農地の受け手となる担い手農家が安心して、
担い手へ農地を集積・集約化を進めることができます。

石川県・(公財)いしかわ農業総合支援機構
平成28年8月

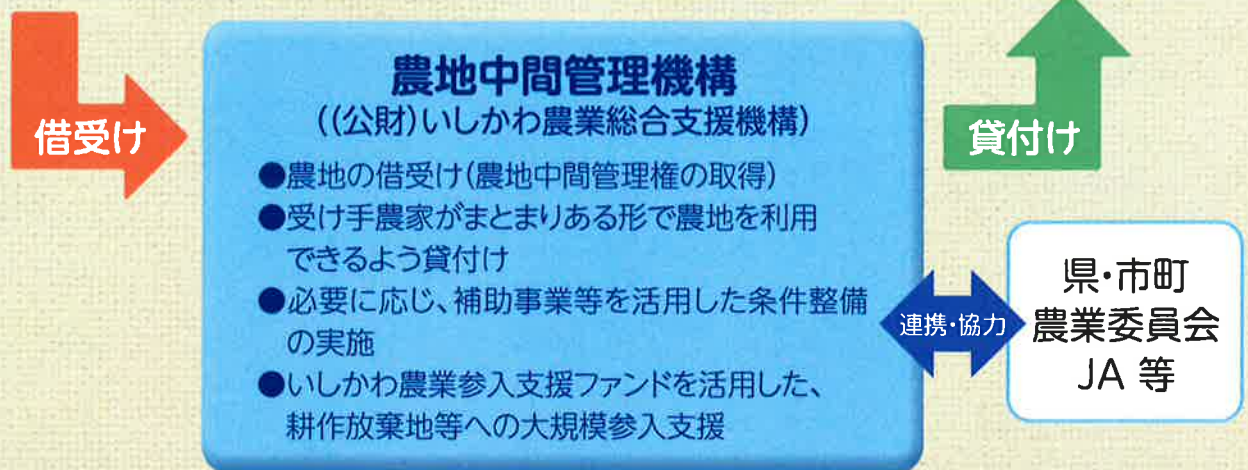
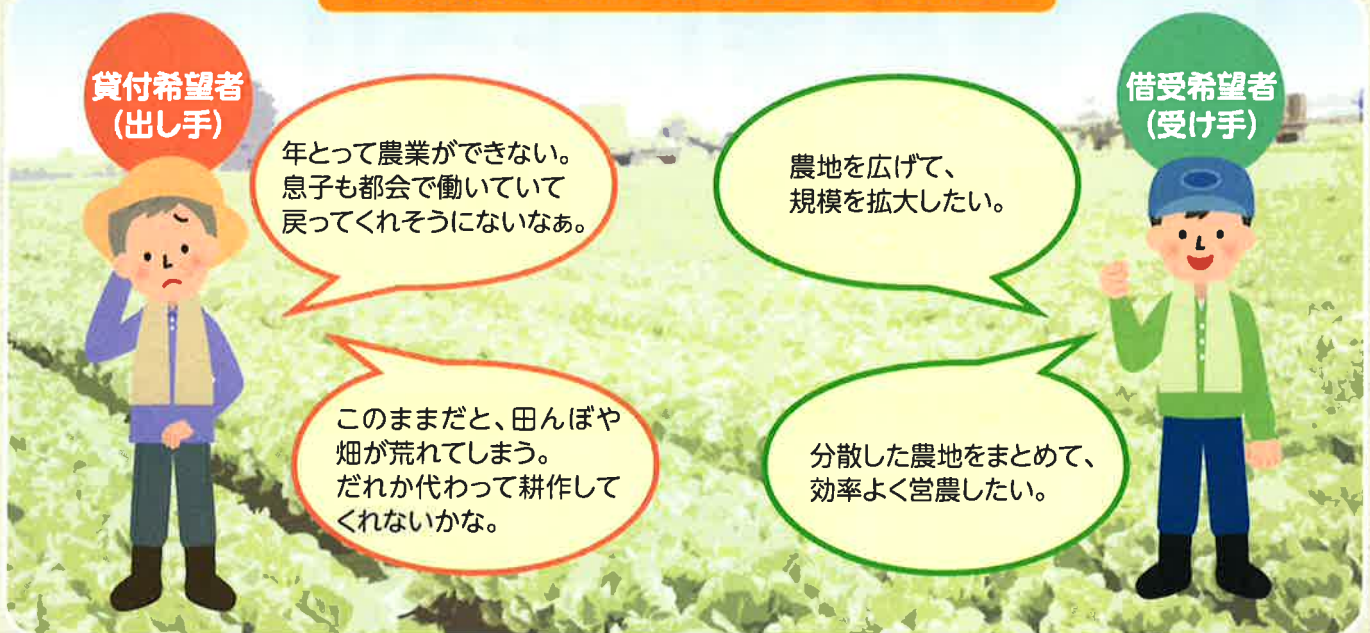
農地中間管理事業とは

地域ぐるみで担い手等への農地集積を進めるため、地域の話し合いにより地域における農地の貸付希望者(出し手)と借受希望者(担い手農家、農業法人、企業等)の合意が得られた地域において、市町が人・農地プランの見直しを行い、同プランに基づき、農地の長期貸借(利用権設定)を行う事業です。

※本事業は農用地等の賃貸借を行うものであり、所有権は移転しません。

農地中間管理事業のしくみ

地域の話し合い(人・農地プランの作成・見直し)



対象となる農用地等

- 農業振興地域内にある農用地等であること
- 再生不能と判定されている遊休農地など著しく利用困難な農用地等でないもの
- 借受希望者の状況等から見て、貸付が確実に行われる見込みのあるもの

貸し借りをを行うための手続き

農地を貸したい場合

貸付要望届の提出

- 「農用地等貸付要望届」を市町又はJAの担当窓口を通じて提出して下さい。
※人・農地プラン等で貸付を予定している農地については、提出を省略することが可能です。
※要望届は、市町、JAの担当窓口に準備しているほか、機構HPにも掲載しています。

要望内容の確認

- 記載された農地の状況(地番、面積、権利関係等)や当該地区の人・農地プランの内容などを確認します。

貸付候補農用地等として登録

- 確認ができた農用地等については、登録申出書の提出を受け、貸付の対象農用地等としてリスト化します。
※申出書は、市町、JAの担当窓口準備しているほか、機構HPにも掲載しています。

貸借の協議

- 借り入れる際の条件等について、機構と地権者の方で協議させていただきます。

貸借契約の締結

- 協議が整った農地について農地の貸借契約の手続きを行います。
※契約手続きは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画への同意及び市町による公告により行います。

農地を借りたい場合

借受希望者の募集への応募

- 機構が行う借受希望者の募集に応募して下さい。
- 応募は、市町又はJAの担当窓口を通じて行って下さい。
※応募用紙は、市町、JAの担当窓口準備しているほか、機構HPにも掲載しています。

応募内容の公表

- 応募した方の氏名、応募内容を整理し、公表します。
※公表に同意されない方へは、農地を貸し付けることができません。

貸借の協議

- 市町等関係機関の協力をえながら、ご希望に沿った農地を紹介し、貸し付ける際の条件等について、協議させていただきます。

貸借契約の締結

- 協議が整った農地について農地の貸借契約の手続きを行います。
※契約手続きは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画への同意及び県の認可、公告により行います。

メリット措置(農地の出し手に対する支援)

(1) 地域に対する支援(地域集積協力金)

地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、その地域に対して交付

※「地域」とは、同じ市町内の一定区域で、全域が同じ人・農地プランのエリアに含まれていること。

※農地中間管理機構への貸し付けは、原則として10年以上です。

※既に利用権を設定している地域で、合意解約し、機構を経由して地域内の農地をそのまま元の耕作者に貸し付けるものは対象外となります。

【機構への貸付割合】

2割超5割以下	………	上限 1.5万円/10a
5割超8割以下	………	上限 2.1万円/10a
8割超	………	上限 2.7万円/10a

【交付の基本単価】

【協力金の使途】

地域が市町と相談の上、地域農業の発展に資する用途に使用できます。

※平成29年度までの交付単価

※予算額が不足する場合は、優先順位により配分となり、単価が1/2、1/4となったり、採択されない場合があります。(要確認)

(2) 個人に対する支援(経営転換協力金・耕作者集積協力金)

機構に10年以上農地を貸し付けたそれぞれの出し手に対して交付

① 経営転換協力金

【交付対象者】

機構へ全ての自作地を貸し付けた農業者など

- リタイアする農業者
- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない方

【貸付等を行う面積】

1.0ha以下	………	5万円/10a
1.0ha超2.0ha以下	………	50万円/戸
2.0ha超	………	70万円/戸

【交付の基本単価】

※遊休農地の所有者は対象になりません。

※機構を介さず、新規に集落営農組織との間で10年以上の特定農作業委託契約を締結した場合も対象となります。

※予算額が不足する場合は、按分して配分します。また各協力金の配分後に予算残額がある場合は、次の額まで充当される場合があります。

0.5ha以下 30万円/戸

0.5ha超1.0ha以下 50万円/戸

② 耕作者集積協力金

【交付対象者】

機構の借受農地等に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地を機構へ貸し付けた農業者

【交付の基本単価】

1.0万円/10a

※遊休農地は対象になりません。

※平成29年度までの交付単価

※予算額が不足する場合は、按分して配分します。

※「地域に対する支援」と「個人に対する支援」については、それぞれの要件を満たしていれば、重複して交付を受けることができます。

※その他にも交付要件がありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

加賀市 0761-72-7910
小松市 0761-24-8080
能美市 0761-58-2256
川北町 076-277-1111
白山市 076-274-9540
野々市市 076-227-6081
金沢市 076-220-2214

かほく市 076-283-7105
津幡町 076-288-6704
内灘町 076-286-6708
羽咋市 0767-22-1116
宝達志水町 0767-29-8240
志賀町 0767-32-9221
七尾市 0767-53-5010

中能登町 0767-76-2434
輪島市 0768-23-1141
穴水町 0768-52-3670
能登町 0768-76-8302
珠洲市 0768-82-7767

南加賀農林総合事務所農業振興部/TEL.0761-23-1703
石川農林総合事務所農業振興部/TEL.076-276-0371
県央農林総合事務所農業振興部/TEL.076-204-2101
中能登農林総合事務所農業振興部/TEL.0767-52-5522
奥能登農林総合事務所農業振興部/TEL.0768-26-2323
(公財)いしかわ農業総合支援機構/TEL.076-225-7621
石川県農林水産部農業政策課/TEL.076-225-1613

<http://www.inz.or.jp/>